

TMI 総合法律事務所

中国最新法令情報

- 2023年11月号 -

皆様には、日頃より弊事務所へのご厚情を賜り誠にありがとうございます。

お客様の中国ビジネスのご参考までに、「中国最新法令情報」をお届けします。記事の内容やテーマについてご要望やご質問がございましたら、ご遠慮なく弊事務所へご連絡下さい。

— 目次 —

I. 最新法令情報（2023年10月中旬～2023年11月中旬）

- 未成年者インターネット保護条例
- 「ハーグ条約」への加入及び実施開始

II. 今月の中国関連ブログ記事

- 中国深圳市での特許セミナー講師

III. 中国法務の現場より

「中国国際輸入博覧会の開催」

IV. バックナンバー

- ◆ 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、個別の案件に適用可能な具体的な法的アドバイスを含まものではありません。
- ◆ ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、本ニュースレター末尾記載の連絡先までご連絡をいただきますようお願い致します。

I. 最新法令情報（2023年10月中旬～2023年11月中旬）

◆ 未成年者インターネット保護条例¹

国務院 2023年10月16日公布、2024年1月1日施行

1. はじめに

近年のIT技術の急激な成長に伴い、日常生活上インターネットに接しないことはほぼ不可能なほどになっている。特に、未成年者もインターネットサービスの利用者となっており、インターネット上の無数の情報に対する判別能力の欠如やネットゲーム等への夢中によって、未成年者の健康や成長に悪影響がもたらされるという問題が常々注目されてきている。

本条例は、インターネット分野において未成年者を保護するための初めての包括的な法令であり、インターネット情報の内容の規制、個人情報の保護、インターネット依存の防止といった点に重点が置かれている。

2023年10月16日に司法部と国家インターネット情報部門による本条例に関する報道会見によれば、2023年6月時点での中国のインターネット利用者の規模は10億7,900万人、未成年のインターネット利用者の規模は1億9,100万人に達している中で、インターネットの持つ未成年者への悪影響（個人情報の漏洩、インターネット依存症、ネット上でのいじめ等）を排除し、未成年者のサイバー空間での健全な成長のために堅実なガバナンスを保障するといった観点から、本条例は制定された。

2. 要点

本条例は全60条、七章によって構成されている。第一章の総則、第七章の附則を除くと、主に「インターネット教養の促進」（第2章）、「インターネット情報コンテンツの規範」（第3章）、「個人情報ネットワークの保護」（第4章）、「インターネット依存の防止」（第5章）といった構成となっている。以下、本条例の主要な内容を紹介する。

(1) 未成年者のオンラインゲームやショートビデオへの依存症、ネット上でのいじめ、不合理な消費などに関する規定

ア ネットワーク製品・サービス依存症の防止・管理について

ネットワーク製品・サービスの提供者は、未成年者が依存する可能性のあるコンテンツ、機能、ルールを速やかに修正し、未成年者向けのモードを設定し、依存症対策の実施状況を毎年社会に公表する必要がある²。

特に、オンラインゲームの管理では、未成年の年齢に応じた注意喚起要件をさらに明確にし、オンラインゲームサービス提供者は、未成年者のインターネット依存を防止するためのゲームルールを制定・改善すること、未成年者が心身の健康に影響を及ぼす可能性のあるゲーム内容やゲーム機能への接触を避けること、年齢段階の異なる未成年者の心身の発

¹ 「未成年者ネットワーク保護条例」

² 本条例第42条

達特性や認知能力に応じてゲーム商品を分類することなどが求められている³。

イ ネット上でのいじめの防止・抑制

ネットワーク製品・サービス提供者は、ネット上でのいじめ行為の早期警告・防止、特定・監視、処分の仕組みの構築・改善をしなければならず、未成年者及びその保護者がいじめの記録を保存し、通知権を行使しやすくするための機能・ルートを設けることのほか、AIやビッグデータを用いてネット上でのいじめ行為の識別監視をすること等が求められている⁴。

ウ 未成年者のオンライン消費規制の観点からの規定

ネットワークサービス提供者は、年齢の異なる未成年者の1回あたりの課金金額及び1日あたりの類型課金金額を合理的に制限しなければならず、未成年者の支払い能力に適合しない課金サービスを提供してはならない⁵。

(2) 膨大な数の未成年ユーザーを抱える、または未成年コミュニティに重大な影響を与えるプラットフォームに関する規制

一部のプラットフォームは膨大な数の未成年ユーザーを有し、またはその製品とサービスは未成年グループに重大な影響を及ぼし、未成年者のオンライン保護における重要な主体と重要な一環であることを考慮し、本条例は、そのようなプラットフォームに対して、一定の特別な義務を課した。具体的には以下のとおりである⁶。

- 未成年者のネットワーク保護影響評価の定期的な実施
- 未成年者向けモードの提供または未成年者向け特別エリアの設置
- 未成年者のネットワーク保護に関する健全なコンプライアンスシステムの構築
- 未成年者の合法的権益を侵害する商品、サービス提供者に対するサービス提供の停止
- 未成年者のオンライン保護に関する社会的責任に関する年次報告書の公表

これらの措置は、大規模なオンラインプラットフォームの主な責任をさらに強化し、プラットフォーム経済の継続的かつ健全な発展への更なる促進に資するものである。

(3) プラットフォーム経済の健全な発展とインターネット上の未成年者の保護に関する規定

未成年者保護法では「ネットワーク保護」に関する章を設け⁷、中国の未成年者ネットワーク保護制度に関する法律レベルでの枠組を定めているが、本条例は、これをより精緻化し、ネットワークリテラシーの促進、ネットワーク情報の内容の規制、個人情報ネットワークの保護、ネット中毒の防止と制御の面で対応する制度を制定し、インターネット上の未成年者保護に関するネットワーク製品・サービス提供者及びその他の主要機関の義務を明確にしている。

³ 本条例第43条ないし第47条

⁴ 本条例第26条

⁵ 本条例第44条

⁶ 本条例第20条

⁷ 未成年者保護法(未成年保护法) 第5章

また、プラットフォーム企業の健全な発展を奨励・支援する措置を打ち出しており、例えば、県レベル以上の地方人民政府が学生に質の高いネットワーク教養教育プログラムを提供することを要求しているほか⁸、未成年者の心身の健康発展規律と特性に適応するネットワーク技術、製品及びサービスの研究、開発、生産及び使用については国家レベルで奨励及び支援することを提案している⁹。

これらの制度により、プラットフォーム企業の参加をより引き付け、資源配分の最適化、産業発展の促進、消費市場の拡大におけるプラットフォーム経済の積極的な役割を十分に発揮させ、プラットフォーム経済の健全かつ秩序ある発展をさらに促進することが期待される。

(4) ネットワーク情報のコンテンツ規制

本条例は、ネットワーク情報のコンテンツを規制するために、特別の章を設け、主に以下の点について定めている。

ア 未成年者の健全な成長に資するネットワーク情報

社会主義の核心的価値観と先進的な社会主義文化、革命文化、優れた中国伝統文化を促進する情報、中華民族の共同体意識を育み、未成年者の家族意識と国家意識、善良な風紀を涵養する情報、未成年者が善良な生活習慣と行動習慣を身につけるよう指導する情報を制作、複製、発信、伝播することが奨励されている¹⁰。

イ 未成年者の心身の健康を脅かすオンライン情報の規制

わいせつ、ポルノ、暴力、カルト、迷信、ギャンブル、自殺教唆、テロリズム、分離主義、過激主義などを助長する内容を含む情報について制作等することは禁止されている¹¹。

ウ 未成年者の心身の健康に影響を及ぼす可能性のあるオンライン情報の規制強化

この種の情報には主に、未成年者に危険な行動を模倣させたり、社会道徳に反する行為をさせたり、極端な感情を起こさせたり、悪い習慣を身につけさせたりする可能性のある情報が含まれる。これらの情報は、ホームページのトップページ、ポップアップウィンドウ、人気検索、その他の重要なリンクに提示してはならない¹²。

エ オンライン教育製品、サービス提供者の義務

オンライン教育の管理は精緻化され、未成年者をサービス対象とするオンライン教育ネットワーク製品・サービス提供者は、年齢段階の異なる未成年者の心身の発達特性や認知能力に応じて、適切な製品・サービスを提供することが義務付けられている¹³。

⁸ 本条例第 14 条

⁹ 本条例第 18 条

¹⁰ 本条例第 21 条

¹¹ 本条例第 22 条

¹² 本条例第 23 条

¹³ 本条例第 28 条

◆ 「ハーグ条約」¹⁴への加入及び実施開始

1. はじめに

2023年3月8日、中国は「外国公文書の認証を不要とする条約」（以下「条約」という。）に加盟した。同条約は2023年11月7日に中国で発効した。

条約は、国際私法に関するハーグ会議の枠組みの下で、公文書の国境を越えた流通手続の簡素化を目的とした、最も適用範囲が広く、締約国数が多い国際条約であり、11月7日以降、中国から他の締約国に送付された公文書は、同条約に規定された追加証明書（アポストイーユ）を申請することにより、中国及び締約国の大使館・領事館の領事認証を申請することなく、他の締約国に送付して使用することができるようになった。

これに伴い、中国及び締約国の在中国大使館・領事館による領事認証の申請は不要になった。他の締約国の公文書を中国本土に送付して使用する場合は、当該国の追加証明書（アポストイーユ）を申請するだけでよく、当該国と現地の中国大使館・領事館による領事認証の申請は不要である。

中国外交部は、この条約に基づく追加証明書の所轄官庁であり、その領域内で発行された公文書の追加証明書を発行する。中央政府直轄の各省・自治区・市の人民政府外事弁公室及び一部の市レベルの人民政府外事弁公室は、外交部の委託を受け、その行政区域内で発行された公文書の追加証明書を発行することができる。

追加証明書の申請に関する具体的な手続や要件については、中国領事部ウェブサイト（<http://cs.mfa.gov.cn>）または関連する各地方外事弁公室のウェブサイトで掲載されているので、海外に居住されている方でも各地にある中国大使館・領事館の公式ウェブサイトに関連情報を確認し、具体的な手続を調べることができる。

中国の追加証明書は、国章の銀色シールが貼られたシール形式で発行されている。中華人民共和国外交部及び関連する地方外交弁公室が発行する追加証明書はオンラインで（<http://consular.mfa.gov.cn/VERIFY/>）照合することができる。

2. 要点

(1) 領事認証手続はハーグ条約に基づく認証手続に取って代わられる

これまで、海外で発行された、中国本土に転送あるいは提出される予定の文書については、一般的に現地で公証手続を行った後、さらに中国の在外公館で領事認証を行う必要があった。しかし、条約が中国で発効後は、外国で発行された中国で使用する予定の文書については、中国の在外大使館や領事館の領事認証を経る必要がなくなり、ハーグ認証に基づく認証手続を行えば足りることになる。

例えば、日本で発行された文書を中国で使用したい場合、従来中国駐日大使館で認証する手続を経る必要はなくなり、外務省または公証役場より被証明書類に「付箋」（アポステ

¹⁴ 「取消外国公文書认证要求的公约」

イーユ)を貼付すれば足りることとなる。

(2) 留意点等

条約への加盟国¹⁵は、日本、韓国、シンガポール、モンゴル、パキスタン、フィリピンを含むアジアの22か国、南アフリカ、チュニジアを含むアフリカの16か国、オーストリア、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア、オランダ、ロシア、スペイン、スウェーデン、スイス、ウクライナ、イギリスを含むヨーロッパの44か国、カナダ、メキシコ、アメリカを含む北米の21か国、アルゼンチン、ブラジル、チリ、コロンビア、ベネズエラを含む南米の12か国、オーストラリア、マーシャル諸島、ニュージーランドを含むオセアニアの10か国である。

また、運用に関する今後の予定や留意点は以下のとおりである。

- カナダでは2024年1月11日に条約が発効し、同日から中国とカナダの間で条約の適用が開始される予定である。
- 2024年6月5日、ルワンダで条約が発効し、同日から中国とルワンダの間で条約の適用が開始される予定である。
- 本条約は、中国と主権国家の地位を認めない条約加盟国との間では適用されない。
- 中国とインドの間では適用されない。

(3) 中国で追加証明書を発行可能な外事弁公室

中国国内で追加証明書を発行可能な外事弁公室は31か所となっている¹⁶。

その内、省レベルの外事弁公室は、安徽省、重慶市、福建省、広東省、広西チワン族自治区、貴州省、河南省、黒龍江省、湖北省、湖南省、海南省、吉林省、江蘇省、江西省、遼寧省、四川省、山東省、上海市、陝西省、雲南省、浙江省、甘肅省、河北省、山西省、内モンゴル自治区の25か所、市レベルの外事弁公室は、長春、ハルビン、寧波、済南、青島、深センの6か所となっている。

執筆担当：呉秀穎

¹⁵ 《取消外国公文书认证要求的公约》缔约国名单

¹⁶ 「签发附加证明书的地方外事办公室名单」

II. 今月の中国関連ブログ記事

2023年11月にTMI総合法律事務所ウェブサイト上でブログ掲載した、中国関連の記事をご紹介します。タイトルをクリックしていただきますと、ブラウザにて該当記事を読むことができますので、本ニュースレターと合わせて、ご参考にしていただけますと幸いです。

中国深圳市での特許セミナー講師	
掲載日	2023年11月15日
概要	2023年9月26日に深圳市で行われた特許セミナーについて紹介しています。

III. 中国法務の現場より

◆ 中国国際輸入博覧会の開催

中国国際輸入博覧会（以下「CIIE」という。）は、世界で最大規模の輸入商品専門展覧会であり、2018年から過去5回（毎年開催）にわたって開催されている。2022年第五回CIIEの開催では、出展企業2800社以上、累計入場者数46万人以上に達した。

第六回CIIEは、2023年11月5日から11月10日まで、国家会展センター（上海）で行われた。統計データによると、69か国及び3つの国際組織は国家総合展に出展し、そのうち、バーレーン、中央アフリカ、ドミニク、ガンビア、ギニアビサウ、ホンジュラス、マリ、オマーン、シエラレオネ、トーゴ、ジンバブエの11カ国は初出展である。中国国家館は、「中国の新たな現代化発展によって世界に新たなチャンスを提供する」をテーマとし、中国政府が推進する高水準の対外開放及び高品質の発展成果を紹介した。

また、企業商業展には、食品・農産品展、自動車展、技術装備展、消費品展、医療器械・医薬保健展及びサービス貿易展という6つの展覧区域が設けられており、128か国・地域から3486社が出展した。出展社数を国・地域別でみたところ、日本企業は、外国・外資企業の中で最多の350社が出展し、全出展企業の10%以上を占めた。

1. 食品・消費品分野

日本貿易振興機構（JETRO）は、CIIEの主催者より指定される日本企業の唯一の取りまとめ機関として、2018年の第1回開催から6年連続で参加し、多くの展覧区域でJETRO展覧グループを設置し、日本製品や日本の生活様式を中国の消費者に展示した。第六回CIIEにおいて、日本企業150社・650品目以上の商品を対象に中国市場開拓支援を行い、食品展覧区域と消費品展覧区域にJAPAN MALLブースを設置した。

食品ブースの日本産酒類展示スペースは、CIIEで最も人気のある展示スペースの一つであり、特設エリアでは、清酒、焼酎、ウイスキー、梅酒・リキュール、ビール、ワインなど170品目以上の日本酒の無料試飲を体験することができる。

また、新型コロナ後のライフスタイルの変化に伴い、中国のアウトドア関連産業の市場が拡大傾向にあるため、今回の消費品ブースは、アウトドア産業を中心に、出展社数が昨年の3社から12社に増えており、スノーピークやキャプテンスタッグ、ユニフレーム等様々なアウトドアブランドが含まれている。その他には、サイクリング、スキー、スポーツケアなどに関連する複数の商品が紹介された。

2. 医薬分野

武田薬品（TAKEDA）は、過去に4回出展し、CIIEにおける日本医薬企業の代表例の一つとして挙げられる。今回、武田薬品は、消化器、腫瘍、希少疾患、血液製品などの重点分野における革新的な製品や画期的治療法を展示した。

消化器分野では、中国患者の切実な臨床要求に基づき、短腸症候群とクローン病に伴う複雑痔瘻の治療に対する革新的な医療機械が紹介された。

希少遺伝疾患・血液製品分野では、移植後の抗サイトメガロウイルス（CMV）感染防止のための製品、血液凝固障害に関連する希少疾患の治療に使用される注射用製品、及び新世代の注射用血液凝固組換え第 VIII 因子の用量計算ソフトウェアの改良版が紹介され、腫瘍分野では、固形腫瘍と血液腫瘍の治療に用いられる新製品が紹介された。

新製品の研究開発等を除き、2023 年 10 月、武田中国は、復旦大学知能医学研究院と提携関係の構築に関する覚書を締結し、武田デジタルインテリジェンス革新研究院を共同で設立することにより、デジタル医療業界の変革を推進し、中国ないし全世界の患者に対し、独創性・突破性のあるデジタル医療ソリューションを提供することを発表した。

そして、第六回 CIIE において、Takeda Spark というイノベーション・インキュベーター・プラットフォームをはじめとして、デジタル医療分野の最新の研究成果、及び未来に向けた複数のデジタル・ソリューションを展示した。

3. 自動車分野

近年、中国の電気自動車（EV）産業が目覚ましい発展を遂げてきたが、自動車部品や自動車関連サービスについては、外国自動車企業の経験を参照し、外国企業からサポート・サービスを得る必要があるといえる。第六回 CIIE の自動車展覧区域には、GM、トヨタ、ホンダ、Benz、BMW、Tesla などの大手自動車メーカーをはじめ、Bosch、Mobis などの部品メーカーを含む約 30 社も集まった。

ア 自動車部品メーカー

三菱総合材料は、車両搭載用充電器、インバータ、コンバータなど新エネルギー車で用いられる部品を出展した。

住友電工は、新エネルギー車のコア部品である駆動用モータに関連する部品を紹介し、それらの部品の製造が同社の中国事業の重点分野であると述べた。

東芝ブースには、車両模型が陳列されており、その中で車両搭載用半導体製品、AI 画像検出技術、現場業務デジタル化 MR ソフトウェア、オフライン音声認識モジュールなど、東芝より生産される自動車部品が整然と並べられていた。

三井住友海上火災保険の中国会社総経理によると、同社は、移動エネルギー貯蔵分野の科学技術企業と提携することにより、移動式エネルギー貯蔵充電サービスの共同開発を行い、新エネルギー車のオーナーに対し、予約可能なオンサイト充電サービスを提供することを目指している。

イ 自動車メーカー

トヨタは、第 5 世代のスマート・ハイブリッド・システム、水素製造-輸送-貯蔵-使用技術

という応用シーン、及び最近日本国内で発売された燃料電池車（FCEV）CROWN SEDANを出展した。トヨタ中国によれば、将来、燃料電池技術をバス、トラック、建設機械、船、鉄道を含む様々な分野に応用することを図る。

三菱重工は、高砂製作所の「水素パーク」の詳細情報を披露し、2025年までに100%直接燃焼の実証を終え、その結果により、水素発電の商用化を目指すことを発表した。

4. まとめ

新華社の統計データによると、第六回 CIIE の成約意向額は、累計で前年比 6.7%増の 784 億 1 千万ドルとなり、過去最高を更新した。CIIE に出展する日本企業や新製品・新技術の数が増えており、その点から、日本企業の目に、中国は発展し続ける巨大なマーケットと映っていることが分かる。

執筆担当:苗曉艷

IV. バックナンバー

過去1年間の中国最新法令情報のバックナンバーは以下のとおりです。

号数をクリックいただきますとブラウザ上で閲覧ができますので、ご参照ください。

号数	紹介法令/判例	今月の中国関連ブログ記事/連載・コラム
2023年10月号	<ul style="list-style-type: none"> テスラ表示の使用に関する権利侵害訴訟(驰名商标認定) 	<ul style="list-style-type: none"> 中国個人情報の越境移転に関する重要な立法動向 (「データの越境流動 規範と促進規定」意見募集稿について) 知的財産局が「特許遅延審査のガイドライン」を発表 GUIの意匠権に基づくソフトウェア提供者への権利行使が認められた事例
2023年9月号	<ul style="list-style-type: none"> 民事訴訟法の改正に関する決定 外国国家免除法 企業名称登記管理規定実施弁法 	<ul style="list-style-type: none"> 社内資料に基づく先使用の抗弁が認められた事例
2023年8月号	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資環境の更なる最適化と外商投資誘致活動の強化に関する意見 個人情報保護に関するコンプライアンス監査管理弁法(パブリックコメント) 	
2023年7月号	<ul style="list-style-type: none"> 中華人民共和国対外関係法 知的財産権の濫用による競争行為の排除、制限の禁止規定 ドローン飛行管理暫定条例 	<ul style="list-style-type: none"> 知財局による専利権譲渡・ライセンス契約雛形及び契約締結ガイドラインの公表
2023年6月号	<ul style="list-style-type: none"> ブラインドボックス経営行為規範ガイドライン(試行) 医薬品、医療機械、保健食品、特定医療用配方食品に関する広告審査管理弁法(意見募集稿) 非正常な特許出願行為の認定及び認定後の処理に関するガイドライン 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報越境移転標準契約届出ガイドライン(第一版)～重要ポイントと実務対応～ 「商標評審案件の審理中止状況規則」に関する解説
2023年5月号	<ul style="list-style-type: none"> 知的財産事件の取扱いに関する人民検察院の業務指針 	<ul style="list-style-type: none"> 最高人民法院が2022年10大知財事件を公表～その1～

	<ul style="list-style-type: none"> 薬品基準管理弁法（意見募集稿） 	<ul style="list-style-type: none"> 明細書の直接的な記載に基づかない補正が許された事例
<u>2023年4月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 独禁法関連規定について 最高人民法院による〈中華人民共和国民法典〉の権利侵害責任編の適用に関する解釈（一）（意見募集稿） 全国の地域別最低賃金の状況（2023年4月1日時点） 	
<u>2023年3月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 立法法（2023年改正） 個人情報越境移転標準契約の主な内容 「職場における女性従業員特殊労働保護制度（参考手引書）」及び「職場におけるセクシャルハラスメント防止の制度（参考手引書）」の発行に関する通知 	<ul style="list-style-type: none"> 侵害訴訟中に訂正された請求項の扱い及び公然実施に基づく従来技術の抗弁に関する事例
<u>2023年2月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 外商投資研究開発センターの設立をより一層奨励する若干措置の通知 2022年度全国法院十大商事案件 	<ul style="list-style-type: none"> 商標法改正草案（意見募集稿） 2022年の知的財産権取得状況（速報） 信頼できないエンティティリスト組み入れによる対抗措置事例 個人情報越境移転標準契約（中国版 SCC）の正式公布～重要ポイントと実務対応～
<u>2023年1月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「対外貿易法（2022年改正法）」 「会社法（改正草案第二次審議稿）」 「商標法改正草案（意見募集稿）」 	
<u>2022年12月号</u>	<ul style="list-style-type: none"> 「最高人民法院による涉外民事事件の管轄に関する若干問題の規定」 「中華人民共和国反不正競争法（改正草案意見募集稿）」 	

2022年11月号	<ul style="list-style-type: none">「国家市場監督管理総局及び国家インターネット弁公室による個人情報保護認証の実施に関する公告」「独占行為に起因する民事紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する最高人民法院の規定（意見募集稿）」	
-----------	--	--

編集・発行

TMI 総合法律事務所

発行日

2023年12月11日

TMI 総合法律事務所中国プラクティスグループ

東京オフィス

〒106-6123 東京都港区六本木 6-10-1
六本木ヒルズ森タワー23階
TEL: +81-(0)3-6438-5511
E-mail: chinalaw@tmi.gr.jp



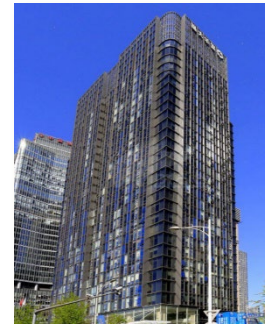
上海オフィス

〒200031 上海市徐匯区淮海中路 1045 号
淮海国際広場 2605 室
TEL: +86-(0)21-5465-2233
E-mail: shanghai@tmi.gr.jp



北京オフィス

〒100020 北京市朝陽区東三環中路 9 号
富爾大廈 3204 室
TEL: +86-(0)10-8595-1435
E-mail: beijing@tmi.gr.jp



TMI 総合法律事務所拠点一覧



オフィス

東京/名古屋/大阪/京都/神戸/福岡/上海/北京/ヤンゴン/シンガポール/ホーチミン/ハノイ/プノンペン/バンコク/シリコンバレー/ロンドン/パリ

現地デスク

フィリピン/マレーシア/インドネシア/ブラジル/メキシコ/ケニア